



かがやく
あomorい企業
応援します!



2026
AOMORI

第5弾

中小企業者等

LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金

青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業者等の負担軽減を図るため、国の電気・ガス料金支援の支援対象外になっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業者等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

申請受付期間

令和8年5月11日(月)～令和8年7月10日(金)

給付額 令和8年1月分及び2月分の使用量 × 支援単価



業務用LPガス支援単価
38円/m³



特別高圧電気支援単価
1.6円/kWh(上限月32万円)

給付額 令和8年3月分の使用量 × 支援単価



業務用LPガス支援単価
13円/m³



特別高圧電気支援単価
0.6円/kWh(上限月11万円)

- 【給付対象者】** 青森県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主
- 【給付要件】** 青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。
(事業継続意思条件)
- 【対象外】** (主なもの)
- ◎「都市ガス」、「特別高圧電気」以外の電気(低圧電気・高圧電気)
 - ◎家庭用LPガス(県消防保安課の実施事業※に基づき令和8年6月分等の料金が減額されているもの)
※青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第5弾)
 - ◎県のほかの支援金の給付対象である者
(例:医療・福祉施設、保育所、公衆浴場等の事業者、トラック・タクシー事業者 など)
- 【申請書類】**
- ①申請書:様式1(LPガス)、様式2(特別高圧電気)
※前回(令和7年7月分～9月分)、前々回(令和6年8月分～10月分及び令和7年1月分～3月分)の支援金を活用した事業者には、直接申請書を郵送します。(4月下旬を予定)
 - ②県内事業所における「LPガス」又は「特別高圧電気」の使用量が確認できる書類(「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」などの写し)
 - ③申請者名義の振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義(カタカナ)などが確認できる書類(申請者名義の通帳の表紙及び表紙の裏の見開き部分の写し など))
- ★以下④・⑤は前回、前々回いずれかの支援金を活用した事業者は不要
- ④(個人事業主のみ) 本人確認書類:住所、氏名、顔写真等が確認できる書類の写し
 - ⑤(LPガスのみ) 県消防保安課の実施事業に基づき令和8年6月分等の料金が減額されていないことを確認できる書類(「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」又は「証明書」などの写し)

申請方法

上記の書類を、主たる事業所が所在する地域を所管する商工会議所や商工会のほか青森県商工会連合会に、郵送又は持参によりお申し込みください。※青森県庁では受付できませんのでご注意ください。

お気軽に
ご相談
ください。



※必要書類や制度詳細については、青森県ホームページをご確認ください。

■青森県ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/r8_lpgas_shien_5dan.html



専用電話相談窓口
フリーダイヤル

0120-123-503

【対応時間】土日祝を除く9:00～17:00

【開設期間】令和8年4月27日(月)～7月10日(金)